

「広域ごみ処理施設整備」に関するパブリックコメントの実施結果について

1 実施期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月31日(木)

2 意見提出者数 10名

3 意見の概要と市の考え方【意見数:45】

■基本構想について【意見数:8】

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	P2-23 表2.2.8 ごみ排出量	・「ごみ排出量」において平成26年度人口:76,688人、脱水汚泥量:570tに対し、平成30年度人口:71,072人、脱水汚泥量:632tとなっているが、平成26年度から平成30年にかけて5,616人も減少したにも関わらず、脱水汚泥量が62tも増えているのはなぜか。	脱水汚泥の内訳については熊野市と紀北町の数量になります(本市はクリーンセンターで処理します)。増加の要因については、観光人口の増加や設備更新が考えられると伺っています。
2	P3-1 表3.1.1 建設予定地選定の経緯	・燃料基地を設けるとあるが、その燃料は何か。また、運搬に関する影響等はないのか。	「燃料基地用地第2ヤード」とは、これまで検討した建設予定地の中部電力株式会社の用地の名称であります。現在の広域ごみ処理施設関係の燃料基地ではありません。
3	P3-16 (1)基本方針 ①安全・安心で信頼性の高い施設	・処理システムの検討について、安全かつ安定的な稼働と書いてあるが、24時間365日燃やすだけのごみ量の確保は、何年先まで可能なのか。明確な数値を示すべき。	現時点においては、維持管理の効率化等の観点から、24時間連続運転を想定していますが、現在把握しているごみ量は直近の実績に基づく予測となっており、今後の各市町におけるごみ減量施策なども影響することから、将来的に24時間連続運転がいつまで可能かについては明確にお示しすることはできない状況です。
4	P3-16 (1)基本方針 ②環境にやさしく、地域と調和した施設	・環境にやさしく、地域と調和した施設と書いてあるが、尾鷲はお椀の地形でダイオキシン類が拡散しにくい。それらを素早く拡散させるためには、三田火力発電所の煙突と同サイズの煙突が必要。地域と調和するためには、地域住民の同意が必要。	ダイオキシン類に係る影響など、周辺環境に影響を及ぼすものについては、今後、生活環境影響調査を実施し、状況の把握と影響の予測を行い対応していきます。また、施設整備基本計画においても、環境への影響を第一に検討したうえで施設整備を行っていきます。いただいたご意見につきましては、調査計画の際、十分に参考とさせていただきます。
5	P3-16 (1)基本方針 ③循環型社会形成に寄与する施設	・循環型の広域ごみ処理施設建設を謳っているが、可能か。何をもちて循環型施設と定義するのか。	循環型社会形成推進基本法において、「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、及び廃棄物等の適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義しています。計画している施設においても、環境負荷の低減を図り、エネルギー回収を推進するなど、循環型社会の形成につながる施設づくりを進めていきます。なお、本施設については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して整備を行う予定です。

6	P3-16 (1)基本方針 ④経済的に優れた施設	・経済的に優れた施設と書いてあるが、最低71億円の予算プラス浸水地の盛り土や野球場の建設費を上乗せし、一週間に何日稼働できるかわからないごみ処理施設を建設すること自体が非経済的である。今後どこの地域でも安定的に燃やすためのごみの確保が問題となる中、三重県内外に固守することなく、高規格道路を活用して大広域な搬出を検討すべき。	現在各市町の可燃ごみ処理施設は、ごみ量の少なさから24時間運転は実現できず、1日に概ね8時間程度の運転となっていますが、広域処理となった場合には、24時間運転が可能ながごみ量が確保できると見込んでいます。連続運転に伴う処理や維持管理の効率化及び施設の大規模化に伴うスケールメリットなどによって、経済性の向上が見込めると判断しています。
7	P3-16 (1)基本方針 ⑥長期にわたり健全で寿命の長い施設	・長期にわたり健全で寿命の長い施設と書いてあるが、小さすぎる。広域における人口に比例したごみ量減少により、ストックヤード周辺の異臭問題も出てくる可能性がある。24時間365日稼働は不可能となり、焼却炉の点火、消火による温度差は焼却炉の老朽化を推進する。結果焼却炉の寿命は短くなりメンテナンス費用も大幅に増加しライフサイクルコストが高くなる(尾鷲のごみ焼却炉と同じ)。	老朽化に伴う機器の損耗や機能低下については、徹底した維持管理基準のもと、能力の低下がおこらないよう対応していきます。また、将来におけるごみ量減少による、連続運転の在り方についても、状況にあわせて炉の交互運転や間欠運転なども検討のうえ、無駄のない運営方法を検討していきます。
8	P2-43 図2.3.1 ごみ処理施設の 種類 等基本構想全般	・ごみ焼却施設の概要版から方式図や各取り組みを示されても、何をしたいのかわからない。	現施設(尾鷲市清掃工場)は老朽化が著しく、近年では工事費等維持経費が増大していることや、アクセスが国道425号のみであり、大雨・台風時の通行規制や土砂崩れの際には迂回路が無いといったことなどから、安定的なごみ処理に問題があるため、新しいごみ処理施設の整備は本市の喫緊の課題となっています。 本基本構想は施設整備に係るアウトラインを定めるもので、建設予定地の位置、人口予測や将来ごみ量推計を行い、5市町として施設規模を算出し概算整備費用等を記載するとともに、今後の施設整備スケジュール等を示したものです。施設整備の詳細は、今後実施する施設整備基本計画等で検討していきます。

■市民の理解について【意見数:8】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
9	・市はまず周辺住民の理解を得ることが絶対必要なことを認識し、行動に移すべき。一部事務組合が設立していない現時点で、市環境課の周辺住民に対する説明責任回避的な発言は、迷惑をかける側にもかかわらず無責任であり、対応に問題がある。市長は自身で周辺住民に説明責任を果たすという行動が必要だと思う。	周辺住民の皆様の理解を得られるよう、必要に応じ、市長自らも丁寧な説明を行い、説明責任を果たすために対応していきます。
10	・近くの事業所に対して、市長がきちんとした説明に行くべき。	皆様の理解を得られるよう、必要に応じ、市長自らの説明も含めて対応していきます。

11	・周辺の事業所やお住まいの方の同意を求めてから進めるべきではないか。	令和2年11月に近隣関係者の方を対象とした説明会を開催しましたが、今後も引き続き丁寧な説明を行い、皆様の理解を得られるよう努力していきます。
12	・全市民を対象とした説明会を開催すべきだと考えるが、いつ開催するのか。	議会と周辺関係者の皆様には適宜報告するとともに、市民の皆様につきましては広報やホームページ等での説明に加え、施設整備基本計画策定時にもパブリックコメントでご意見をいただきたいと考えています。
13	・市営野球場をごみ処理施設建設予定地として位置付け、協議を進めると言うが、周辺住民の同意はあるのか。	令和2年11月に近隣関係者の方を対象とした説明会を開催しましたが、反対意見の方もいらっしゃいます。今後も引き続き丁寧な説明を行い、皆様の理解を得られるよう努力していきます。
14	・市として事前の地域説明会を開催しないのはどうしてか。	令和2年11月に近隣関係者の方を対象とした説明会を開催しました。今後も議会と周辺関係者の皆様には適宜報告したいと考えています。
15	・今の予定地について、説明会などで多くの反対意見があるとき、どの様に対応するのか。	今後も引き続き丁寧な説明を行い、皆様の理解を得られるよう努力していきます。
16	・ごみ焼却場を造りたい一心で、私たち市民を置き去りにしているのではないか。	現施設(尾鷲市清掃工場)は老朽化が著しいことなどから、住民サービスに支障を来さないよう、施設整備を行うことが喫緊の課題です。 議会と周辺関係者の皆様には適宜報告するとともに、市民の皆様につきましては広報やホームページ等での説明に加え、施設整備基本計画策定時にもパブリックコメントでご意見をいただきながら、ご理解を得られるよう努力していきます。

■施設の影響について【意見数:8】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
17	・生活を脅かし、財産を侵害しようとするため、建設には反対する。	大気汚染防止法、騒音規制法及び悪臭防止法などの関係法令を遵守するとともに、近年のごみ処理技術の進歩により環境対策が向上していることから、環境に配慮した本市にとっても最適な施設となるよう、調査研究を進めて行きます。 周辺環境には十分配慮し、皆様に受け入れられる安全・安心な施設を整備していきます。
18	・近くの事業所のうち、特に食品加工業にとっては死活問題ではないか。	今後実施予定の生活環境影響調査において、周辺環境に及ぼす影響については状況把握と影響予測を行い、周辺事業者に影響が出ないよう検討を重ねて対応していきます。
19	・建設工事の影響で周辺設備の地盤が緩むことはないか。施工前後で検証し、支障を来すのであれば、修繕及び補償を求める。	施設整備につきましては、建設工事に伴う騒音・振動などの各種公害の防止について検討し、地盤沈下等の問題が起きないように、十分に配慮した施工を行います。

20	・施設の影の影響を検証し、提出を願う。周辺設備に影響を及ぼすようであれば、補償を求める。	今後策定する予定の施設整備基本計画において、周囲への日照に影響を及ぼさないように施設配置計画を検討します。
21	・環境汚染等の影響は本当はないのか。	今後実施予定の生活環境影響調査において、周辺の生活環境に及ぼす影響について分析を行い、適切な生活環境保全対策等を検討し施設整備を行っていきます。また、法規制等による排出基準を厳守するとともに、独自の公害防止基準を設定するなど、環境負荷の軽減に努めて、より安全・安心な施設整備を行っていきます。
22	・熊野古道のコアゾーンに建設を予定しているが、景観に配慮した建物を建てられるのか。	建設予定地である市営野球場はコアゾーンに該当しておりませんが、周辺環境との調和に配慮し、景観を損なうことがないよう、色彩等を含めて検討していきます。
23	・施設から排出される塵やごみにより、周辺設備の発電量に影響はないか。シュミレーションの提出を願う。	周辺事業に影響が出ないような施設整備を検討していきます。
24	・ごみ焼却時に排出される燃焼ガスの拡散について、逆転層による健康への影響を懸念するので、その調査と評価を行い、結果を公表してほしい。更には「市民の健康への影響が懸念される調査結果となった場合の責任の所在と措置」について明確にしていきたい。	一部事務組合設立後に生活環境影響調査を実施し、その結果を生活環境影響調査書として、公告・縦覧を行い、ご意見を伺います。また、予測評価により環境への影響が懸念される場合は、影響が出ないように対策を講じたうえで、安全・安心な施設整備を進めていきます。

■建設予定地について【意見数:6】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
25	・なぜ尾鷲市に、なぜ市街地の近くに設置するのか。南インターという最適地があると思われるが、そこではだめなのか。中部電力の所有地でないといけないのはなぜか。	<p>広域ごみ処理施設の建設場所については、中部電力株式会社から尾鷲三田火力発電所用地において、市と共同で検討したいという提言を受け、本市としましても産業振興や雇用促進というメリットもあることから、東紀州5市町で協議を行い、国市松泉町の発電所跡地を建設予定地として合意しました。平成31年度には一部事務組合設立準備会を設置し、一部事務組合設立に向けて基本構想等必要な事項を協議してきました。</p> <p>建設予定地については、その後、中部電力から燃料基地用地(第2ヤード)も推奨していただき、協議検討をしてきましたが、津波浸水域であるといった点等から最終的に合意に至らず、他市町(熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)の首長からの要請を受け、5市町で協議した結果、市営野球場を建設予定地として進めて行くことになりました。</p> <p>必ずしも、建設予定地は中部電力株式会社の土地でないといけないという訳ではありません。</p>

26	<p>・平成30年2月に突如、三田火力発電所構内をごみ処理施設の建設予定地としたのか、経緯が不明なので説明が必要。</p>	<p>中部電力株式会社から、「発電所構内を地産地消エネルギーの供給拠点として、将来的に産業の振興等に繋がる街づくりを市と共同でできないか」という提案を受け、本市としましても産業振興や雇用促進というメリットもあることから、様々な検討を重ねた結果、平成30年2月に建設候補予定地として選定しました。このことについては、「広報おわせ平成30年8月号」でお知らせしております。</p>
27	<p>・浸水地域内の第2ヤードを建設予定地に加えたが、危機管理意識はなかったのか。経過説明が必要</p>	<p>燃料基地用地(第2ヤード)につきましては、中部電力株式会社より、おわせSEAモデルプロジェクトのより一層の充実と実現性を高めるため、発電所構内に加えて検討することを推奨していただきました。燃料基地用地では、隣接する丘陵地の法面を利用した浸水対策についても十分検討し、5市町の首長会議で素案の協議を行いました。浸水域という点で住民等の理解を得ることが難しいということなどから最終合意に至らず、他市町(熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)から、標高の高い市営野球場を候補地とできないかという要請を受け、5市町で協議した結果、市営野球場を建設予定地として進めて行くことになりました。</p>
28	<p>・使用中の市営野球場をつぶして子どもたちを浸水地域に追いやり、巨額の予算をかけて野球場を作ってまで中部電力用地にごみ処理施設建設を固執する理由は何か。説明が必要。</p>	<p>東紀州5市町による広域ごみ処理施設については、その必要性から、平成24年度から検討を進めてきましたが、候補地が選定できない状態が続いていました。そのような中、中部電力株式会社から、「発電所構内を地産地消エネルギーの供給拠点として、将来的に産業の振興等に繋がる街づくりを市と共同でできないか」という提案を受け、様々な検討を重ねた結果、5市町で尾鷲三田火力発電所構内を建設予定地として選定しました。その後、燃料基地用地(第2ヤード)を含めて検討してきましたが、浸水域という点で理解を得ることが難しいということなどから、他市町(熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)から標高の高い市営野球場を候補地とできないかという要請を受け、5市町で協議した結果、市営野球場を建設予定地として進めて行くことになりました。中部電力用地に固執していることはありません。</p>
29	<p>・ごみ焼却施設周辺の方が絶対反対と報道されているが、他の場所の検討はしないのか。</p>	<p>平成31年3月に中部電力跡地を建設予定地とする基本合意書を5市町で締結し、諸課題を検討しておりましたが、最終的に合意には至りませんでした。その後、他市町(熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町)から、標高の高い市営野球場を候補地とできないかという要請を受け、5市町で協議した結果、市営野球場を建設予定地として進めて行くことになりました。他の場所の検討は予定しておりません。</p>
30	<p>・他市町の首長から懇願されたと言っているが、本当にそうなのか。</p>	<p>市営野球場は本市からの提案外でありましたが、市営野球場であれば浸水域の課題はクリアされ、アクセス等も良い土地であることから、是非検討していただけないかとの要請を受け、5市町で協議した結果、市営野球場を建設予定地として進めて行くことになりました。</p>

■パブリックコメントについて【意見数:4】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
31	・パブリックコメントの募集方法は市民の意見を本当に募集しているとは思われず、公平な市民の声を聴くということがなされない手法である。意見募集について、広く市民に知らしめるべき。	本市では政策等について市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画促進を図り、透明で一層開かれた市政の推進に寄与することを目的にパブリックコメント制度を実施しています。 本パブリックコメントについても、市の実施要綱に基づき、広く意見等を求めるために実施しました。なお、周知については、市ホームページに加え、市エリアワンセグや各種SNSにて行いました。
32	・このパブリックコメントの法的位置づけは何か。	「行政手続法」に基づく「尾鷲市パブリックコメント制度実施要綱」に沿って実施しています。
33	・パブリックコメントを提出しても単なる手続きの1ステップの扱いで、結局は当局の既定路線に沿って処理されるだけで制度は形式化・形骸化していると感じている。本来は、パブリックコメントに基づき多数の市民を巻き込んだ議論をもって行かないと、より良い市政に繋がらないのではないかと。	本パブリックコメントは、市民の皆様への説明責任を果たすとともに、市政への参画促進を図り、透明で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。皆様からいただいたご意見を考慮して、本事業を進めてまいります。
34	・仮に一部事務組合で検討するのであれば、今のパブリックコメントは、何に活用するのか。	今後策定する計画等の参考にさせていただきます。

■代替野球場について【意見数:3】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
35	・他市町が津波浸水域を理由に断った場所に、将来ある子ども青年たちが使用する野球場を建設することはいかなるものか。津波対策を行うと言うが、東日本大震災級の津波が来た場合、10m程度の築山では生命を守ることができないのではないかと。最悪のシナリオを想定し、津波地震被害を未然に防ぐために、例えば高台へ野球場を建設すべきであると考えますが、どう思うか。また、安心安全な野球場を建設するため、場所選定を含め抜本的に見直すべきだと考えるが、どう思うか。	広域ごみ処理施設の建設予定地につきましては、当初の中部電力尾鷲三田発電所跡地での検討を経て、現在、尾鷲市営野球場を候補地として、一部事務組合の設立に向けた準備を進めています。 そのため、野球場の代替施設が必要となることから、代替施設の建設可能な土地を検討する中で、ご意見にありますように、津波浸水域でない高台を含め、市内各所での検討を行ってきました。しかしながら最終的には、中部電力尾鷲三田発電所跡地でしか、十分な広さの土地が確保できない結果となり、代替施設の建設候補地とした次第です。 また、津波浸水域での公共施設の建設には、安全対策がより必要かつ重要と認識しており、その対策として、他市町の事例も参考にしながら、標高約4.5メートルの発電所跡地に10メートルのかさ上げを行い、標高約14.5メートルの「築山等」の避難施設を建設することにより、予想津波高11メートルに備えることで、安全性を確保したいと考えております。 野球場をはじめとする利用者の大切な生命を最優先に守るために、今後も様々なご意見をいただきながら取り組んでいきます。

36	<p>・広域ごみ処理施設を「何が何でも尾鷲市に設置する必要がある」という理由があるとしても建設予定地を市営野球場とするのなら、移転する野球場は現状と同等の安全性(津波等に対して)を有するレベルとすることが最小限の必要条件であると考え。構想案では火力跡地を野球場として、津波の際の避難場所は新たに造成する築山が提示されているが、客観的には現状の野球場に比較して「安全性は著しく低下する」ように感じる。この案は人命軽視(人よりもごみを優先する)と、受け取られてもしかたがないのではないか。人が避難して安全な場所であるならば、そこにごみ処理施設を設置しても問題ないのではないかという意見にどのように答えるのだろうか(施設建設の工法は、いくらでも考えることができるのでは)。</p>	<p>広域ごみ処理施設の建設予定地につきましては、当初の中部電力尾鷲三田発電所跡地での検討を経て、現在、尾鷲市営野球場を候補地として、一部事務組合の設立に向けた準備を進めています。</p> <p>そのため、野球場の代替施設が必要となることから、代替施設の建設可能な土地を検討する中で、津波浸水域でない高台を含め、市内各所での検討を行ってきました。しかしながら最終的には、中部電力尾鷲三田発電所跡地では、十分な広さの土地が確保できない結果となり、代替施設の建設候補地とした次第です。</p> <p>ご意見にありますように、津波浸水域でない高台に比べますと、津波浸水域での公共施設の建設では、安全対策がより必要かつ重要となります。その対策として、他市町の事例も参考にしながら、標高約4.5メートルの発電所跡地に10メートルのかさ上げを行い、標高約14.5メートルの「築山等」の避難施設を建設することにより、予想津波高11メートルに備えることで、安全性を確保したいと考えております。</p> <p>野球場をはじめとする利用者の大切な生命を最優先に守るために、今後も様々なご意見をいただきながら取り組んでいきます。</p>
37	<p>・野球場の移転も計画にあるが、市民の安全安心を考えると津波浸水域に公共施設はどの様に考えているのか。事故が発生したとき誰が責任を取るのか(東日本大震災の犠牲者に係る裁判で、自治体側に責任あると判断された)。</p>	<p>広域ごみ処理施設の建設予定地につきましては、当初の中部電力尾鷲三田発電所跡地での検討を経て、現在、尾鷲市営野球場を候補地として、一部事務組合の設立に向けた準備を進めています。</p> <p>そのため、野球場の代替施設が必要となることから、代替施設の建設可能な土地を検討する中で、津波浸水域でない高台を含め、市内各所での検討を行ってきました。しかしながら最終的には、中部電力尾鷲三田発電所跡地では、十分な広さの土地が確保できない結果となり、代替施設の建設候補地とした次第です。</p> <p>ご意見にありますように、津波浸水域での公共施設の建設では、安全対策がより必要かつ重要となります。その対策として、他市町の事例も参考にしながら、標高約4.5メートルの発電所跡地に10メートルのかさ上げを行い、標高約14.5メートルの「築山等」の避難施設を建設することにより、予想津波高11メートルに備えることで、安全性を確保したいと考えています。</p> <p>万が一の事故発生の際の責任につきましては、その事故の内容等、具体的事実関係によるものと考えていますが、野球場をはじめとする利用者の大切な生命を最優先に守るために、今後も様々なご意見をいただきながら取り組んでいきます。</p>

■その他【意見数:8】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
38	<p>・将来、広域ごみ処理施設が目指すべきごみ排出量はどの位だと考えているか。</p>	<p>「広域ごみ処理施設整備基本構想(P3-10)」において、目標年度を令和9年度とし、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた1日1人あたりのごみ排出量を914.2gとしています。</p>

39	<p>・広域ごみ処理の人口規模が小さ過ぎる(計画当初から20万人に満たない)。令和30年度には35,000人と予測されるなか、範囲を紀北町から紀宝町までとした説明が必要。</p>	<p>施設を広域化・集約化することで、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化が図れるということなどから、東紀州5市町での整備を進めてきました。人口が少ない本地域での施設の大規模化は難しい状況であり、更なる広域化についても運搬時間や距離が長くなるなどのデメリットがあることから、現在の枠組みが適切であると考えます。</p>
40	<p>・東日本大震災時においては、民間の大規模災害廃棄物処理施設が効率的に運用を始めた。災害時の廃棄物処理においては、事前の持ち込み量の予測及び分別ごとの場所の確保が災害時の混乱を防ぎリサイクルを可能とし、循環型社会に寄与する。</p>	<p>災害廃棄物については、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」に沿って対応します。なお、「広域ごみ処理施設整備基本構想」におきまして、他市町の事例を参考に処理処分量を見込んでいます。</p>
41	<p>・尾鷲市へのごみ処理施設の建設によって、市や市民に他の4市町と比較して大きなメリットがあれば提示していただきたい。</p>	<p>本市としてのメリットは、身近な場所に施設を設置することで市民の方々の利便性の向上が図れることや、施設までの運搬距離が短くなることでコスト削減が図られるといったことが挙げられます。</p>
42	<p>・ごみ処理施設を尾鷲市、あるいは尾鷲以外の市町に設置することになっても、現在尾鷲市が行っている有料ごみ袋による可燃ごみの収集制度(「尾鷲市方式」と仮称)は、他の4市町も採用するという絶対条件で計画を進めてほしい。ごみ袋の収益は主としてゴミ処理場の維持管理費に充てるという制度とすることで、財政面で寄与するのではないか。尾鷲市以外の4市町で、有料ごみ袋による尾鷲市方式を採用しない、あるいは難色を示す市町があれば、当該「広域ごみ処理施設の基本構想」は無かったものとして尾鷲市は構想から脱退し、独自に建設することになってもよい(市民として痛みは我慢する)と、個人的には考えている。</p>	<p>有料ごみ袋制度の実施については各市町の施策となりますが、5市町のごみ処理を広域で実施していくにあたり、ごみ量の削減は各市町の課題でもありますので、今後、広域としてどうするかを協議する必要があると考えています。</p>
43	<p>・迷惑施設の設置を受け入れる市町の建設費負担割合を、他の市町よりも少なくするのは当然の措置であると考えますが、基本構想ではどのような内容になっているのか提示していただきたい。</p>	<p>負担割合については基本構想に掲載しておりませんが、参考資料の2ページに記載しています。</p>
44	<p>・新聞報道によると、他市町の本会議の質問で広域の取り組みに相当疑義があるようだが、一部事務組合は設立できるのか。</p>	<p>一部事務組合が設立できるように、5市町が一丸となって努力していきたいと考えています。</p>
45	<p>・税金を投入するのに、案でもいいからもっと具体的にどのくらいかかるのか。</p>	<p>参考資料の2ページに記載していますように、建設費等事業費が約79億円。20年間の運営費が約90億円。その他整備費が9億5,300万円で、実質負担額の合計としては140億1,790万円と見込んでいます。そのうち、本市の実質負担額は、約34億6,810万円(20年間)となります。</p>